

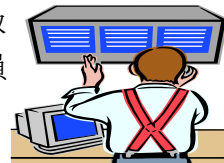
『改正地域再生法が8月10日から施行 9号買換え特例の縮減適用スタート』

改正地域再生法が8月10日から施行され、地方拠点強化税制に係る移転計画の認定制度がスタートするとともに、特定の事業用資産の買換え特例のうち、いわゆる9号買換え特例の課税繰延べ割合の縮減の適用が始まった。9号買換えとは、個人又は法人が、所有期間10年を超える土地等、建物等を譲渡して、新たに事業用の一定の土地等、建物等、機械装置等を取得した場合、譲渡益の80%相当額について課税を繰り延べるといったもの。

2015年度税制改正において創設された地方拠点強化税制は、集中地域（3大都市圏と東京23区）以外で事業用資産を譲渡し、集中地域で買換え資産を取得した場合には課税繰延べ割合が引き下げられる。例えば、3大都市圏への買換えの場合、課税繰延べ割合は80%から75%に引き下げられる。

地方拠点強化税制は、拡充型と移転型があり、移転型では、例えば、東京23区に本社がある法人が、その本社機能を東京23区や3大都市圏以外の地方へ移転した場合には税制優遇措置が受けられる。

具体的には、(1) 移転先で取得したオフィスに係る建物・建物付属設備・構築物の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%、(2) 移転先で新たに雇用した従業員1人当たり最大80万円を税額控除する。



『日中貿易、輸出入とも2ケタ減 天津爆発事故に対応-ジェットロ』

日本貿易振興機構（ジェトロ）は2015年上半期の日中貿易の動向を分析、輸出入とも日本側の2ケタ減となったことを明らかにした。また、中国・天津市濱海新区で起きた大規模な爆発事故を受け、情報提供を行うとともに、全国および中国の主要都市で相談に応じることにした。

貿易統計の分析は、財務省貿易統計と中国海関統計を基に、双方輸入ベースで調べたもので、総額は1,480億4,567万ドルで、前年同期比12.1%減少した。日本からの輸出は695億3,798万ドルで、同10.8%、日本への輸入は785億0,769万ドルで、同13.1%それぞれ減少した。輸入の減少額が輸出の減少額を上回った結果、日本側の貿易赤字は89億6,970万ドルと、同27.4%縮小した。日本側の赤字は、半期ベースで12年上半期以降、7期連続となる。

爆発事故では通関業務の停滞等による現地日系企業等への影響が懸念されている。情報提供は、ウェブサイト上に緊急特集ページ「天津市濱海新区における爆発事故による通関・物流等への影響」を立ち上げ、日々最新情報を掲載する。相談窓口は国内が本部および最寄りのジェトロ。中国は北京および在中国各事務所。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます